



ミミイヌ

あいわ通信

あいわ総合司法書士事務所

～事務所からのお知らせや知って得する法律情報をお届けします～

ごあいさつ



こんにちは。司法書士の椎名尚文です。

あいわ通信が100号を迎えることになりました。

また、弊所もこの10月で開業30年になります。

これも、依頼者の皆様が弊所をご支持いただいたお陰と、心より感謝いたしております。

司法書士の業務の内容は、開業当時は不動産登記・商業登記が中心で、訴状等の裁判所へ提出する書類の作成もありましたが、積極的に行っている司法書士は多くはありませんでした。

それから30年経ち、現在の司法書士の業務の内容は、不動産登記・商業登記・裁判所へ提出する書類の作成に加えて、簡易裁判所の代理権を取得し代理人としての裁判業務、債務整理、成年後見業務、相続や財産管理業務など、多岐にわたっております。

弊所は、開業当初から以下の5つの方針で運営して参りました。

- ・相談しやすい事務所であること
- ・依頼を断らない事務所であること
- ・利用しやすい費用体系であること
- ・小さな依頼でも誠実に対応すること
- ・偉くない事務所であること



どうか、面倒と思われる業務でもお気軽にご依頼いただければと思います。

今まで以上に、皆様のお役に立てるよう、一層努力する所存です。

自筆証書遺言保管制度 「指定者通知」の運用が一部変更されます

これまでのあいわ通信で何度かご紹介しました、法務局における自筆証書遺言の保管制度の運用が、令和5年10月2日より一部変更されることになりました。

遺言書の作成方法には、大きく分けると、自筆証書遺言（手書きの遺言）と公正証書遺言があります。自筆証書遺言は、自書さえできれば、遺言者本人のみで作成することができ、公正証書遺言と比べると手軽であり、遺言書を作りたいタイミングで作ることができます。しかし、遺言者本人の死亡後、相続人等に遺言書が発見されなかったり、一部の相続人等により改ざんされるおそれがあるなどの問題点もあります。

令和2年からスタートした「法務局による自筆証書遺言保管制度」は、手軽に作ることができるという自筆証書遺言のメリットを損なわずに、法務局で遺言書が保管されるため、遺言書が見つからないリスクや改ざんされる危険性も回避することができます。

さらに、法務局における自筆証書遺言保管制度には、公正証書遺言にはない制度があり、それが今回運用が一部変更になった「指定者通知」というものです。

「指定者通知」とは、戸籍担当部局と連携して遺言書保管官が遺言者の死亡の事実を確認した場合に、あらかじめ遺言者が指定した方に対して、遺言書が保管されている旨をお知らせするものです。

< 表面からの続き >

「指定者通知」は、遺言者が希望する場合に限り実施されます。これにより、遺言者が遺言書を法務局に保管していることを誰にも伝えずに亡くなつた場合でも、指定者通知を受領した方に、遺言書が法務局で保管されている事実が伝わることになります。

指定者通知の対象者として指定できるのは、これまで受遺者等、遺言執行者又は推定相続人のうち1名に限定していたところ、**令和5年10月2日から**、これらの者に限定されず、また、人数も**3名**まで指定が可能になります。なお、指定者通知の対象者をすでに1名指定している場合においても、変更の届出により対象者を追加することもできます。

遺言書の中で遺言執行者を指定している場合、遺言の内容を実現してもらうには、遺言執行者に相続開始の事実を知らせる必要があります。指定者通知で遺言執行者に通知することを希望することで、遺言者の死亡の事実が遺言執行者に速やかに伝わることになります。この通知制度は、公正証書遺言にはない制度です。司法書士や弁護士が遺言書を預かっていても、保管者に遺言者死亡の事実が伝わらなければ、遺言者の意思を実現することはできません。

これまで、通知の対象が受遺者等、遺言執行者又は推定相続人のうち1名に限定されていましたが、これらの者に限定されず、人数も3名まで指定可能になりましたので、遺言執行者に加えて、他の者も指定者通知の対象とことができ、活用の幅がより広がった思われます。

自筆証書遺言保管制度を利用する場合は、指定者通知の利用を検討すべきであり、これらの通知制度があることが、法務局による自筆証書遺言保管制度の大きなメリットであると考えられます。

その他の特長として、手数料が3900円と安いということと、検認手続きが不要ということもあげられます。遺言について、ご不明な点等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。

藻岩山登山

こんにちは、高井です。

9月24日（日）に息子を連れて藻岩山登山に行ってきました。

今回は、旭山記念公園の登山口から登山を開始しました。旭山記念公園からの登山は3年ぶりです。その時は一番下の息子は3歳でおんぶをして登りましたが、いまでは自分の足ですいすい登っています。長女は3年前の旭山記念公園からの登山が猛暑で過酷だったため、二度と一緒に登山に行くことはなくなりました。私にとっては色々思い出のあるコースであり、今回も楽しんで登ってきました。

一緒に登った息子2人は、いつもカタツムリや昆虫を探しながら登るため、ペースはゆっくりです。そのおかげで、森の中をじっくり見ながら登ることができ、今回はエゾリスやアカゲラなど発見することができました。

藻岩山の素晴らしいところは、札幌の街中からすぐのところで豊かな自然を楽しむことができるところだと、いつも登っていて思います。（だからこそ街中に熊が出没するのかもしれません。）

これから一気に紅葉が進んでいくと思います。雪が降るまでの間、藻岩山登山を楽しみたいと思います。



いつも登っているスキー場コースの写真です。11月になるとスキー場オープンのため草木が刈り取られ、ゲレンデを歩くことができ、爽快です。これからの季節はおすすめです。

ニュースレターをお読み頂きありがとうございます。ご意見・ご感想がありましたら、なんなりとお寄せください。（担当：司法書士 高井和馬）



あいわ総合司法書士事務所



〒001-0032

札幌市北区北32条西4丁目1番7号コウメイビル2階

TEL : 011-738-1101 Fax : 011-738-1107

URL : <http://www.aiwas.jp/>
e-mail : info@aiwas.jp

